五　その他利益剰余金の額　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額
イ　組織変更の直前の生産森林組合のその他利益剰余金の額
ロ　組合員に対して支払う金銭の額
ハ　第一号ロの組合員に対して払い戻す持分の額から当該組合員の払込済出資金の額を減じて得た額

第二節　合同会社への組織変更

（組織変更計画の記載事項）

第百五条の四　法第百条の十五第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、組織変更後合同会社（同項第一号に規定する組織変更後合同会社をいう。次条第三項において同じ。）の所有する森林の経営に関する事項とする。

（組織変更に際しての計算に関し必要な事項）

第百五条の五　法第百条の十八において読み替えて準用する法第百条の六の規定による組織変更（法第百条の十五第一項に規定する組織変更をいう。以下この条において同じ。）に際しての計算に関し必要な事項については、この条に定めるところによる。

2　生産森林組合が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

3　生産森林組合が組織変更をする場合には、組織変更後合同会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一　資本金の額　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額
イ　組織変更の直前の生産森林組合の出資金の額
ロ　法第百条の十八において読み替えて準用する法第百条の四第一項の規定により持分の払戻しを請求した組合員の払込済出資金の額
ハ　組織変更の直前の生産森林組合の未払込出資金の額

二　資本剰余金の額　次に掲げる額の合計額
イ　組織変更の直前の生産森林組合の資本準備金の額
ロ　組織変更の直前の生産森林組合の再評価積立金の額

三　利益剰余金の額　イ及びロに掲げる額の合計額からハ及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額
イ　組織変更の直前の生産森林組合の利益準備金の額
ロ　組織変更の直前の生産森林組合のその他利益剰余金の額
ハ　組合員に対して支払う金銭の額
ニ　第一号ロの組合員に対して払い戻す持分の額から当該組合員の払込済出資金の額を減じて得た額

第百八条第一項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条第二項中「第十五条第四項」を「第十六条第四項」に改める。

第百十条中「に規定する」を「の」に改め、同条に次の二号を加える。

十　法第百条の十一第二項第三号（法第百条の十八において準用する場合を含む。）

十一　法第百二十一条の五第五号

（木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則（平成八年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「都道府県知事」の下に「（法第四条第三項第二号ハの事業所又は同号ニの木材生産流通改善施設が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣）」を加え、同条第一号中「の場合」を「に規定する場合」に改め、同条第二号中「第四条第四項第五号の場合」を「第四条第三項第五号又は第四項第四号に規定する場合」に改める。

第二条中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とする。

第四条から第十一条までを削る。

第三条第一項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「認定の」を「変更の認定の」に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（伐採を実施するために必要な施設）

第三条　法第四条第三項第五号の農林水産省令で定める施設は、作業路網、作業用索道、木材集積場、歩道、作業小屋その他伐採を効率的に実施するために必要と認められる施設とする。

（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準の特例）

第四条　認定事業者が認定事業計画の対象となっている森林であって公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存するものにつき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第一項の規定による認定の請求をした森林経営計画及び法第九条第一項の規定による変更の認定の請求をした森林経営計画（公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林を対象とするものに限る。）については、森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十八条第二号の規定は適用せず、同条第一号中「森林（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「森林」と、同条第九号中「材積（当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が付録第三の算式により算出される材積を超える場合にあってはその算出される材積に付録第四に規定する超過伐採予定森林について付録第四の算式により算出される材積を超えない範囲内で市町村の長が定める材積（以下「調整材積」という。）の総和を加えて得た材積、当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林に付録第四に規定する調整対象森林を含む場合にあっては付録第三の算式により算出される材積から当該森林経営計画に係る調整材積を減じて得た材積）」とあるのは「材積」と、同令付録第三中「$\left[Z+\left(\frac{Vw-Vn}{T}\right)\right]\times 5$」とあるのは「$\left[Z+\Sigma\left(\frac{Vwi-Vni}{Ti}\right)\right]\times 5$」と、「Vw」とあるのは「Vwi」と、「おける」とあるのは「おける樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「Vnは、」とあるのは「Vniは、樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「Tは、」とあるのは「Tiは、樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「が同一である森林の面積に当該標準伐期齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値」とあるのは「当該計画的伐採対象森林の林齢が標準伐期齢を超える場合には、標準伐期齢からその超える年数を控除して得た数値（当該数値が十を超えない場合には、十）」と読み替えて、同条第一号及び第九号並びに同令付録第三の規定を適用する。

（国立研究開発法人森林総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第五条　国立研究開発法人森林総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

第一条中「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に改める。

第二条中「研究所」を「機構」に改める。

第三条中「研究所に」を「機構に」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号。以下「機構法」という。）